

①北見消防

消防計画

①対象物の名称を記入して下さい。

(目的と適用範囲)

第1条 この消防計画は、(①北見消防)の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とし、この計画は、(①北見消防)に勤務(居住)し、または出入りするすべての者に適用する。

2 各管理権原者の権原の範囲は、階段部分等の共用部分も含め別紙のとおりとする。

(自衛消防組織)

第2条 自衛消防組織及びその任務内容を、次表のとおり定める。

係名	氏名	任務内容
自衛消防隊長	②	通報の確認、避難誘導及び消火活動の指揮並びに避難人員の確認
通報連絡員	③	119通報するとともに関係者への連絡 消防隊の誘導及び情報の提供
避難誘導員	④	来館者等を建物外に誘導する 混乱防止のため大声で避難方向、方法について指示する
消火員	⑤	消火器または屋内消火栓設備等により、 消火活動にあたる

②は防火管理者等の監督的な立場の方を指名してください。

③～⑤は氏名での記載若しくは、役職(フロア員)等でも可能です。

※ 氏名で記載した際は、従業員の変更等があった際に再度提出が必要となります。

(自主検査)

第3条 火災予防上の自主検査は、別表1、別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日	火元責任者	
別表2	定期	防火管理者	

検査実施日は別表1にあっては、日常の点検であることから毎日とし、別表2は月1回程度を目安とすること。
また、検査実施者は適任者を指名し、氏名又は役職名を記入すること。(同一人物でも支障はありません。)
別表1・2の点検内容については一例です。

(従業員等の守るべき事項)

第4条 従業員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気設備・器具を使用する際は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

(放火防止対策)

第5条 放火防止対策として次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- (2) ごみは、ごみ収集日の朝までごみ集積場には出さない。

(消防用設備等法定点検)

第6条 消防用設備等の法定点検を、下表により定期的実施する。

消防用設備等	点 検 時 期	
	機器点検(1回/6ヶ月)	総合点検(1回/1年)
設置されている全ての消防用設備を記入すること。	1月、7月	7月

時期については一例です。

(地震時の活動)

第7条 地震時の災害の予防及び地震直後の活動は次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 第3条の「自主検査」による他、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難等に支障が生じないよう日常の十分な確認
- (2) 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認
- (3) 非常持出品の準備及び確認
- (4) 第2条の自衛消防隊の任務内容による活動
- (5) 火気使用設備・器具等の使用の停止及び出火防止措置
- (6) 避難にあたっては一時集合場所（※屋外駐車場）に集結し、人員確認後、全員で避難場所（※直近の避難場所）への避難

※一時集合場所は屋外の安全な場所とし、避難場所は、学校等の北見市地域防災計画で指定されている場所を記入すること。

(消防機関への連絡・報告)

第8条 防火管理者は、北見地区消防組合消防本部消防長(消防署長)へ次の事項を報告する。

- (1) 防火管理者の選任(解任)の届出
- (2) 消防計画の作成(変更)の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消火、避難訓練を実施する際の事前の届出
- (5) その他

(訓練)

第9条 防火管理者は、下表により訓練を行い、災害時における諸活動の熟練を図り、必要に応じ北見地区消防組合に指導の要請を行うものとする。

訓練種別	実施時期	訓練内容
総合訓練	月 月	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施する訓練
部分訓練	消火訓練	月 月 消火設備等の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	月 月 消防機関への通報(119番)要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	月 月 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

実施時期を記入すること。

特定用途は年2回以上、非特定用途は年1回以上の消火及び避難訓練の実施が義務付けられています。

(委託状況)

第10条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は別紙のとおりとする。

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

施行日を記入すること。

※防火管理業務の委託状況が必要な場合、別途ダウンロードしてください。

別表 1

(例)

自主検査票(日常)

_____月

検査実施者

日	検査項目							
	避難通路等の物品の有無	ガス器具のホースの劣化	電気器具の配線老化・損傷	吸殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	トイレ内の火気の確認	その他 ()
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、
即時改修した場合は△を付してください。なお、不備・欠陥がある
場合には直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者確認

別表 2

(例)
自主検査票 (定期)

区分	点検項目	点検 実施日	年 月 日
		点検者	
		判定	備 考
建物周囲	可燃物が放置されていないか		
	避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか		
防火区画	防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか		
	防火戸等の変形、破損はないか		
	防火戸等はスムーズに開閉するか		
非常口 廊下 階段 避難通路	避難の妨げとなる物品等はないか		
	非常口は容易に開閉できるか		
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか		
防災物品	カーテン、じゅうたん等は防災物品が使用されているか(防災防火対象物の場合)		
火気管理	喫煙は指定された場所で行っているか		
	吸殻の始末は適切か		
	火気使用設備、器具に異常はないか		
	火気使用設備、器具は指定された場所以外で使用していないか		
	こんろ周囲は整理整頓されているか		
危険物 少量危険物	施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか		
	標識に破損、よごれ等はないか		
	可燃物を放置していないか		
消火器	操作に障害となる物品等はないか		
	安全栓が外れていないか		
	圧力計が指示範囲内にあるか		
自動火災 報知設備	表示灯は点灯しているか		
	受信機のスイッチはベル停止となっていないか		
	感知器の破損、変形、脱落はないか		
誘導灯	表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか		
	内蔵バッテリーによる点灯は正常か		
	装飾等の影になっていないか		

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 △～改修済

※自主検査表については、あくまで一例であり自己の事業所に設置されている設備を全て網羅したものを作成してください。目視による月1回程度の点検となります。